

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に印刷工として採用され、印刷や紙の裁断等の作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社の印刷作業所において、約20kgの印刷物を持ち上げた際に腰に激痛が走った（以下「本件災害」という。）という。請求人は、本件災害の翌日、C病院に受診し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、療養を続けた結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となり、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、本件傷病が再発したとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日に本件傷病が再発したことは認めたが、平成〇年〇月〇日には再び治ゆしたと認められることから、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病を平成〇年〇月〇日をもって治ゆと認定し、同月〇日以降の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に治ゆの認定を受けた後も、腰や足の痺れが強くなるとC病院に受診していたが、症状が改善しないため平成〇年〇月〇日頃からD病院に受診して、療養を継続し、平成〇年〇月〇日に同病院で脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術の手術を受け、同日以降の休業補償給付の請求に及んだものである。

そこで、本件傷病が最初の治ゆ時の状態と比べて悪化していたか否か、悪化していた場合、その後いつ頃再治ゆに至ったのかを検討する。

(2) まず、本件傷病が治ゆ時の状態と比べて悪化していたか否かについて検討する。

労働者災害補償保険制度においては、療養の結果業務上の傷病が一旦治ゆした後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それが再発であると認められるためには、①その症状の悪化が当初の業務上又は通勤上の傷病と医学的相当因果関係があると認められること、②治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、③療養を行えばその症状の改善が期待できると医学的に認め

られることのいずれの要件も満たす必要があるとされている。

この要件に本件傷病の治ゆ後の状態が合致しているか否かについてみると、以下のとおりである。

(3) 医学的相当因果関係の有無について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日にMRIを実施し、L4/5にヘルニアの再発を認めたが、ブロック注射にて症状安定し、経過観察していた旨述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け「請求人の案件」に関する回答書において、平成〇年〇月〇日に入院する契機となったヘルニア（以下「平成〇年のヘルニア」という。）は、手術で一旦治ゆした後、就労していない状態で発症したものであり、因果関係を求めるのは困難と考える旨述べている。

以上の医学的見解を勘案すると、請求人の症状は、最初の治ゆ後、安定しており、また、請求人の本件災害後仕事をしていない旨の申述から、当審査会としても、因果関係を求めるのは困難としたF医師の診断は妥当であり、本件傷病と平成〇年のヘルニアとの間に医学的相当因果関係は認められないものと判断する。

したがって、監督署長が再発と認めた平成〇年のヘルニアは本件傷病の再発の要件を満たさないものと当審査会は判断するが、請求人は治ゆ後も痛みが消失せず治療を続けていることから、再発の他の要件についても、念のため検討する。

(4) 治ゆ時と比べて状態が悪化しているか否かについて

E医師は、上記意見書において、C病院での平成〇年〇月〇日のMRIと当院でのMRIと比べて悪化している旨述べている。また、F医師は、上記回答書において、治ゆ時と比べて明らかに悪化している旨述べている。

以上の医学的見解を勘案すると、当審査会は、本件傷病は、治ゆ時と比べて悪化していたものと判断する。

(5) 療養を行えば、その症状の改善が期待できるか否かについて

F医師は、上記回答書において、療養により改善は期待できる旨述べている。一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日の検査で腰椎L5/5に腰椎椎間板ヘルニアが見受けられるが、医療効果は期待できない旨述べている。また、E医師は、上記意見書において、ブロック注射

にて症状安定、経過観察していた旨述べている。

請求人は、治ゆ後C病院、D病院にて加療を続けていたが、治療内容は、痛み止めの注射と痛み止め薬の処方であった。

以上の医学的見解及び請求人に対する治療内容を勘案すると、G医師、E医師とも対症療法を施しており、当審査会としては、療養を行えば、その症状の改善が期待できるとは医学的に認められないものと判断する。

(6) 上記(3)から(5)のとおり、請求人の症状は、治ゆ時に比べて悪化しているものの、前記(2)の再発の要件を満たさないことから、当審査会としては、平成〇年のヘルニアは本件傷病の再発と認めることはできない。

したがって、そもそも本件傷病は再発したものと認められないことから、再治ゆとすることはできない。

監督署長、審査官とも本件傷病は、平成〇年〇月〇日に再発したとして、同日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を支給する旨の処分をしているが、当審査会としては、平成〇年〇月〇日に本件傷病が再発し、平成〇年〇月〇日に治ゆしたものと認められないと判断するものであり、監督署長、審査官の判断は、明らかに法令解釈の適用を誤ったものである。

しかしながら、当審査会の審査は、請求人の不服申し立ての範囲に限られ、また、原処分を請求人に不利益に変更する権限又は取り消す権限は有しないものであることを付言する。

(7) なお、請求人は、自らが労災保険法の保険料を支払った旨主張しているが、労災保険法の保険料を負担するのは事業主のみであることから、これは請求人の誤解であり、その余の請求人の主張も本件結論を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。